

住民税の減免集団申請に取り組んで (2018年8月)

- ①、年金者組合では6月中旬、納税通知書、印鑑、筆記用具を持参の上、シャンポール3階の会議室に集まり、「減免申請書及び生活状況申立書(納付困難理由などの記載用)」に記載にあたって互いに助け合いながら記入が行われています。
その上で市税事務所へ移動し、集団(約25人で、30人分)申請を行いました。
- ②、私の場合、「減免申請書及び生活状況申立書」には年金支給額の減額、後期高齢者医療費、介護保険料の増額による年金受給額の減少。高齢者がかかりやすいと言われる「リュウマチ性多発筋痛症」を2年前に発症し、1回の診察料、薬代、通院費を合わせると数千円を要すること、また80歳過ぎてから、風邪をこじらせたり、水虫の治療などで思わぬ出費があることから、住民税納入の困難さを記入しました。
- ③、すでに「減免申請」を行い、課税額が変更された方へは「川崎市市税条例施行規則第8条第2号により、「市民税・課税額変更(取消)通知書」が送られてきました。また通知書には「変更の素となった資料として「減免申請」と記されています。
- イ、納税期限は、第1期「7月2日」第2期「8月31日」第3期「10月31日」第4期「31年1月31日」となっています。
- ロ、来年は「減免申請を行おう」と考えている方は、第2期分以降の「減免申請」に挑戦したらどうでしょうか。2期分以降減免された事例もあります。
- ハ、お手元にある「納税通知書」3ページの「所得の種類」「所得金額」が「所得限度額」＝単身者の場合108万8400円以下であれば対象です。